

# 経－1

## 定款

株式会社Def consulting

## 第1章 総則

### (商号)

第1条 当会社は、株式会社Def consultingと称し、英文では、Def consulting ,inc.と表示する。

### (目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 企業経営及び経営戦略に関するコンサルティング事業
- (2) 業務管理及び業務運営に関するコンサルティング事業
- (3) 情報技術及び情報システムに関するコンサルティング事業
- (4) 市場調査、市場分析及びマーケティング情報の収集及び分析事業
- (5) 企業経営及び情報技術に関する教育及び研修事業
- (6) 企業買収、合併、会社分割、株式交換、株式移転、事業譲渡、資本提携、業務提携等に関する業務
- (7) 情報システムの設計、開発、保守、運用及び管理に関する受託及び請負事業
- (8) 情報機器の調達及び販売事業
- (9) 労働者派遣業
- (10) 有料職業紹介事業
  - (11) 各種出版物及び電子コンテンツの企画、執筆、制作及び販売事業
  - (12) 広告及び広報に関する企画、制作、マーケティング及び販売代理事業
  - (13) 法人顧客のための資金調達を含む金融事業
  - (14) 有価証券等の保有、売買、投資及び運用事業
  - (15) 不動産の売買、賃貸、仲介及び管理事業
  - (16) 前各号に附帯関連する一切の業務

### (本店所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都港区に置く。

### (機関)

第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

### (公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は117,000,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条 当会社は株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第10条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料については、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

## 第3章 株主総会

(招集)

第11条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

- 2 当会社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができます。

(定時株主総会の基準日)

第12条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者及び議長)

第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により代表取締役がこれを招集し、議長となる。代表取締役が複数の場合又は代表取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、先順位の取締役がこれを招集し、その議長となる。

## (電子提供措置等)

第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

## (決議)

第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

## (議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができます。

- 2 前項の株主又は代理人は、代理権を証明する書面を株主総会毎に当会社に提出するものとする。

## 第4章 取締役及び取締役会

## (員数)

第17条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、8名以内とする。

- 2 当会社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。

## (選任方法)

第18条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別し、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

## (任期)

第19条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
- 4 補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以

内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(取締役会の招集及び議長)

第20条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、議長となる。

代表取締役が複数の場合又は代表取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、先順位の取締役がこれを招集し、その議長となる。

- 2 取締役会の招集通知は、会日の2日前までに各取締役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 3 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第21条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(代表取締役)

第22条 取締役社長は、会社を代表する。

- 2 前項のほか、取締役会の決議によって会社を代表する取締役（監査等委員である取締役を除く。）を選定することができる。

(役付取締役)

第23条 当会社は、取締役会の決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役社長1名を選定し、必要に応じて、取締役会長、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

第24条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。

(取締役会規程)

第25条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第27条 当会社は、取締役（取締役であったものを含む）の会社法423条第1項の責任につき、その取締役が職務を行うにおいて、善意かつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議をもって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

- 2 当会社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で会社法第423条第1項の

責任につき、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第5章 監査等委員会

### (常勤の監査等委員)

第28条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

### (監査等委員会の招集)

第29条 監査等委員会の招集通知は、会日の2日前までに各監査等委員に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

### (監査等委員会規程)

第30条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

## 第6章 計算

### (事業年度)

第31条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

### (剰余金の配当等の決定機関)

第32条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

### (剰余金の配当の基準日)

第33条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

- 2 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。
- 3 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

### (配当金の除斥期間)

第34条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

- 2 未交付の配当財産には利息をつけないものとする。

## 附則

### (監査役の責任免除に関する経過措置)

- 第1条 第3期定時株主総会終結前の監査役（監査役であったものを含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任の取締役会の決議による免除については、なお従前の例による。
- 2 第31期定時株主総会終結前の監査役（監査役であったものを含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお、従前の例による。

## 改訂履歴

		規程番号	経－1
名称	定款	1987年8月19日制定	
		2025年6月18日改訂	
改 訂 状 況	No.	年月日	主な改訂内容
	1	2000年6月29日	—
	2	2002年6月26日	—
	3	2003年6月24日	—
	4	2004年6月23日	—
	5	2004年11月19日	—
	6	2006年6月22日	—
	7	2009年6月22日	—
	8	2010年6月23日	—
	9	2011年6月23日	—
	10	2013年5月10日	—
	11	2013年6月26日	—
	12	2013年10月1日	—
	13	2014年6月25日	—
	14	2015年6月24日	—
	15	2017年3月30日	—
	16	2017年6月22日	—
	17	2018年6月21日	—
	18	2018年10月31日	—
	19	2020年1月29日	—
	20	2020年6月30日	—
	21	2020年8月28日	—
	22	2020年10月30日	—
	23	2022年6月22日	第3章第11条第2項、第14条、附則改訂
	24	2024年8月1日	第1章第1条、第2条、第10条、附則改訂
	25	2025年6月18日	第2章第6条改訂